解散公告（第一回）

当社は、平成十六年三月三十日大阪地方裁判所の決定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

大阪府茨木市宿久庄二丁目一〇番二号

フットワーク物流株式会社

清算人　天野　勝介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

東京都港区赤坂二丁目四番一号

特定非営利活動法人キャリアキッズコンソーシアム

清算人　水谷　昌弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

長野県諏訪郡富士見町落合六〇一九番地イ

財団法人机共存会

代表清算人　五味　正彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十二日開催の通常総会の決議により平成二十四年一月六日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

静岡市葵区田町七丁目九〇番地

社団法人静岡県立静岡商業高等学校後援会

代表清算人　川澄真一郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年十二月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

三重県津市栄町一丁目八九一番地

三重県住宅供給公社

清算人　髙杉　勲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十二日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

三重県亀山市安知本町九五〇ー二

清算法人上田土地改良区

代表清算人　前田　亨

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

広島市佐伯区五日市町大字下河内五八番地の一

財団法人下河内倶楽部

代表清算人　川口　孝俊

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年一月五日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

高知県宿毛市小筑紫町田ノ浦七七八

清算法人宿毛市田ノ浦土地改良区

代表清算人　成田　密水

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

長崎県諫早市高来町小峰三四五番地二

特定非営利活動法人福祉サービスもみの木会

清算人　平原　健治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

東京都北区浮間四丁目三二番二九号清水ビル六〇三

医療法人社団弘博会

清算人　三島　陽一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

奈良県吉野郡東吉野村大字木津二九九番地

財団法人高見自治会

代表清算人　萬谷　一彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

奈良県吉野郡東吉野村大字平野八九八番地の一

財団法人平野自治会

代表清算人　梶　壽

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二日

熊本市東町四丁目一一番一号

財団法人国際保健医療交流センター

清算人　小野　友道

配当公告

愛知県名古屋市中村区名駅南三丁目三番五三号　破産者　有限会社カワイ医科器械店

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一六五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一四〇、七六一、三五六円

（内優先的破産債権　金一四三、八〇〇円）

一、配当をすることのできる金額

金二五、九八七、六八七円

（内優先的破産債権　金一四三、八〇〇円）

平成二十四年二月二日

名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内ＹＳビル七階　破産管財人　山下　勇樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北広島市輪厚八三番地、最後の住所北海道北広島市輪厚中央四丁目五番地三

被相続人　亡　若松　孝廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二日

事務所札幌市中央区大通西九丁目　キタコーセンタービルディング八階　太田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田　三夫

第５期決算公告

平成24年２月２日号

札幌市白石区栄通一丁目３番６号

東洋交通株式会社

代表取締役　安斎　允

貸借対照表の要旨

（平成23年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,980
	固定資産	14,993
	繰延資産	156
	合計	72,129
負債及び純資産の部	流動負債	46,257
	固定負債	0
	株主資本	25,872
	資本金	31,600
	剰余金	△5,727
	利益準備金	7,900
	その他利益剰余金	△13,627
	（うち当期純損失）	(21,938)
	合計	72,129